

賄賂タリト主張スル學者饒シ(口)然レドモ余精神上利益タルト物質的利益タルトヲ問ハズ金錢上ノ價值アルモノハ總テ賄賂タリト信ズ(金錢、金ノ指環、寵妓例ヘバ公務員ノ寵妓ヲ落籍シテ授與スルガ如キ經濟上財産上ノ地位ヲ改善スト稱シ難キ)ノミナラズ寧ロ精神上ノ利益主タラム場合ニテモ金錢上ノ評價アルガ故ニ賄賂タルコトヲ得ベシ(ハ從テ賄賂ハ有躰物ニ限ラズ無躰物ヲモ含ム)

(C)收受 賄賂ヲ獲得スルヲ謂フ

(D)要求 貪ラント迫ルヲ謂フ

(E)約束 收受ヲ約束スルヲ謂フ

(F)本條前段ハ公務員(イ)不正行爲ヲ爲サザルモ既遂タリ(口)不正行爲ヲナスノ意思ナキトキモ罪ノ構成ヲ妨ゲズ然レドモ(ハ)職務ニ關シテ收受要求約束タラザルベカラズ(職務ニ關シテ收受スルノ意思)

(G)職務ニ關シテ 職務上ノコトニ付キ一定行爲不行爲ノ囑託アルコトヲ要スルカ之ヲ要ストスルハ多數說ナリ(而)モ余ハ一定行爲不行爲ノ囑託ナキモ

收受
要求
約束

職務ニ關シテ不正ノ利益ヲ獲得スルニテ本罪成立ス(一般慣習上贈答ノ禮ニ過ザルモノハ職務ニ關シテノ收受ニアラズ)

(H)本條後段賄賂ヲ收受シタル爲メニ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當行爲ヲ爲サル場合ナリ(イ)一定ノ囑託アリ其囑託ニ基キタル行爲不行爲タルヲ必要トセズ(口)嘗テ賄賂ヲ受ケタルガ爲メ今職務ヲ曲ゲル(囑託ナキモ公務員ヨリ進デ)場合モ含ム

二 構成要件

(A)職務ニ關シ賄賂ヲ收受要求約束シタルトキニ既遂タリ

(B)一定ノ囑託アルコトヲ要セズ(大審院ノ判例ハ反對)職務ニ關スル事項ノ囑託ヲ受クルコトヲ要ス

(C)後段ハ一定事項ノ囑託アリシニ因ル場合ハ勿論囑託ナキモ嘗テ賄賂ヲ收受要求約束シタルニ基クトキハ成立ス

(D)收受シタル賄賂ハ沒收、沒收スル能ハザルトキハ價額追徴

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約

東シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

一、構成要件

- (A) 提供スル丈ケニテ既遂タリ所持ヲ移スヲ待タズ
- (B) 約束スル丈ニテ既遂タリ履行ヲ待タズ
- (C) 職務上ノコトニ關シ一定ノ行爲不行爲ヲ囑託スルヲ要セズ公務員ノ職務上不法ノ利益タルモノナルコト(別言スレバ賄賂ナルコト)ヲ知テ交付提供約束スレバ足ル

第二十六章 殺人ノ罪

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人

一、字義ノ解釋

(A)「人」自己以外ノ生命アル人類ニ限ラル(イ)人間ガ懷妊シ人間ガ分娩シ生活機關ヲ有スルモノハ總テ人類ナリ(犬ノ如ク猫ノ如キ形狀ナルモ)(ロ)生前ノ胎兒ハ之ヲ含マザルモ若シ自然ノ分娩期ニ於テ一部母體ヨリ露出スレバ直チニ本罪ノ物體タルコトヲ得此時ニ胎兒化シテ人トナル(獨立呼吸説ハ多數ナルモ余ハ採ラズ)(ハ)死亡前ノ者ニ限ル故ニ死屍ヲ含マズ

(B)「殺ス」人ノ生命ヲ斷チタルヲ謂フ(イ)其方法ハ刀ヲ以テスルト毒物ヲ以テスルト絞メタルト壓シタルトヲ問ハズ(ロ)積極所爲(作爲)ナルト消極所爲(不作爲)ナルトヲ問ハザルコト第一編ニ述タル所ノ如シ

(C)不作爲ニ依ル殺人罪ノ例(狂者刀ヲ振ヒ人ヲ追フ父兄其傍ニアリ被難者己ニ恨アルモノナルヲ見テ其儘ニ棄テ置キタル爲メ遂ニ之ヲ殺セリ)此場合ニ於テ父兄ハ精神病者監護法ニ依リ負擔シタル義務違反ノ不作爲ノ爲メニ被難者ヲ殺シタルモノナルガ故ニ殺人罪者トナル尤モ父兄ガ狂者ヲ止メ得ルニ惡意ヲ以テ止メザリ場合ニ限ルハ勿論

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑
又ハ無期懲役ニ處ス

直系尊屬

一、字義ノ解釋

(A) 直系尊屬 詳細ハ民法親族篇ヲ觀テ知ルベシ直系尊族トハ父、祖父、曾祖、高祖ト謂フガ如ク自己又配偶者ヨリ以上ノ直系血族ヲ謂フ子孫曾孫玄孫ハ直系ナレド、モ尊屬ニアラズ之ヲ直系卑屬ト謂フ自己ヨリ以下ノモノナレバナリ(イ)直系卑屬ハ之ヲ含マズ(ロ)直系タルヲ要スルガ故ニ傍系親即チ兄弟姉妹伯叔父母甥姪從兄弟姉妹等ハ之ヲ含マズ(ハ)直系尊屬ニテモ自己ヨリ年少者ナルコトアリ年齡ノ多少ハ之ヲ問ハズ(ニ)自己ノ直系尊族ヲ殺シタル場合ト自己ノ配偶者夫又ハ妻ノ直系尊屬ヲ殺シタル場合ト共ニ本罪成立ス(三)直系尊屬タルコトヲ知テ之ヲ殺サザルベカラズ然ラズハ前條ニ問ハル、ノミ

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

一、構成要件

- (A) 教唆及ビ幫助ノ字義第一編總則共犯ノ章ノ說明ヲ見ルベシ
- (B) 共犯ノ場合ノ教唆幫助ハ主タル犯罪アルコトヲ要ス而シテ自殺自斃ハ犯罪ニアラズ故ニ自殺ノ教唆幫助ハ共犯關係ヲ以テ罰スル能ハズ乃チ本條ニ於テ之ヲ特立罪トシテ罰スル所以タリ
- (C) 人ノ承諾ヲ得テ其人ヲ殺スモ罰アリ

第二百三條 第百九十九條、第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

傷害

一字義ノ解釋

(A)「傷害」 身軀ノ「現狀ヲ侵害スルコト」ヲ謂フ(イ)内臟タルト筋肉タルト皮膚タルト將又毛髮タルトヲ問ハズ(ロ)侵害アルヲ要ス故ニ水ノカ、リシコト身軀ニ觸ラレシコトハ傷害ト謂フベカラズ(ハ)身軀ニ對スルヲ要ス故ニ生命名譽財産自由ニ對スル傷害罪ナシ

(B)被害者ノ承諾ニ因ル場合ハ無罪ナルカ(然ラズ)

(C)然レドモ正當ノ業務(匠師)ニ因リ爲シタル場合ハ總則ノ適用上無罪ナリ(世或ハ醫師按摩ノ場合ハ承諾ニ因ル行爲ナルガ故ニ無罪タルナリト爲スモノアリ蓋シ謬説ナリ承諾ニ因リ無罪タルコトナシ

(D)本罪ト雖モ故意犯罪事實認識アルヲ要スル勿論ナリ即チ有形ノ慘行ヲナスコト之ニ因テ傷害ヲ法果ヲ惹起スコト略言スレバ慘行及ビ傷害ノ認識アルヲ要ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

一、構成要件

(A)犯人ニ於テ死テフ結果ニ付テモ故意認識アルヲ要スルカ余ハ之アルヲ要セズト信ズ之アルニ於テハ殺人罪ト區別ナシ傷害ニ付キ故意アリ其結果死ニ至リタル場合ニ刑ヲ重カラシメン爲メニ本條ヲ設ケタルニ過ギズ(第百九十七條第百八十二條第百四十六條第百二十七條等皆之ト同旨趣ナリ唯ダ傷害ノ罪ノ場合ハ古來學者間ニ爭アル所ナルガ故ニ本條ノ説明ノ機會ヲ利用シテ之ヲ言明ス)

(B)「直系尊屬」ナルコトヲ知テ犯サルベカラズ之ヲ知ラザルトキハ前項ヲ以テ問ハル

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

一構成要件

(A) 勢ヲ助ケタルアレバ足ル一人ヲ傷害スルヲ要セザルハ勿論(口果シテ前二條ノ犯罪者ガ勢ヲ附ケラレタルト否トヲ問ハズ)

第二百七條

二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合

ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル

一構成要件

- (A) 二人以上タルコト
- (B) 暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタルコト
- (C) 重キ傷害ヲ加ヒタルモノハ何人ニシテ輕キ傷害ヲ加ヒタルモノハ何人タルカヲ知ル能ハズ若クハ何人ガ此傷害ヲ生セシメタルモノナルコトヲ知ル能ハザル場合ナルコト
- (D) 共同者ナルトキハ共犯ノ規定ノ適用アル勿論ナルガ共同者ナラザル場合

ニテモ此例ニ依ル

第二百八條

暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラザルト

キハ一年以上ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一構成要件

- (A) 暴行ヲ加ヒタルコト(傷害スル意思ヲ以テ)
- (B) 何等ノ傷害ヲキコト
 - (a) 女ノ結髮ヲコワスハ本條ノ罪タリ
 - (b) 女ノ髮ヲ切ルハ如何余ハ髮モ自體ノ一部タルガ故ニ此場合ニ於テハ本罪ヲ以テ問ハズ第二百五條ヲ以テ問フベキモノト確信シタリ又事理上然ラザルベカラズ然ルニ新刑法第百九十一條死體遺髮トアリテ身軀ト髮トヲ別個ニ見テ居ルガ故ニ此場合不分明トナル而モ解釋上死體遺髮トアリタレバトテ生存中ノ髮ガ身軀ノ一部タラズト斷定スルコトヲ得ザルガ故

ニ矢張り従前ノ主張通り女ノ髮ヲ切ルハ本條ノ場合ニアラズシテ第二百五條ノ罪ナリト斷言ス

(C) 告訴ナクンバ理セズ

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一、構成要件

(A) 過失ニ出ルコト(過失ノ意義ハ第一編總則ノ部ニ詳説アリ)

(B) 人ヲ傷害シタルコト(前章ヲ觀テ字義ヲ知ルベシ)

(C) 被害者告訴ヲ待テ理ス

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、構成要件

(A) 正當ノ業務ニ因ル行爲ハ罪トナラズ而モ必要ナル注意ヲ怠リ死傷ニ致シタル場合ハ罪アリ(本條ノ所爲ガ罪タルコトハ言明ナキモ解釋上當然明確ナル所ナリ唯ダ刑ヲ他ヨリ重カラシメンガ爲メニ特ニ規定シタルモノナラン蓋シ感服出來ヌ規定タリ)

第二十九章 墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

一、字義解釋

(A) 本罪ノ客體ハ胎兒タリ胎兒トハ子宮内ニ於テ生活シツ、アル胚胎物ヲ謂フ

墮胎

(B) 子宮内ニ胎兒ヲ有スル婦女ハ則チ「懷胎ノ婦女」タリ
 (C) 墮胎トハ自然ノ分娩期ニ先チ人工ヲ以テ胎兒ヲ母體以外ニ驅逐スル所爲
 ヲ謂フト解スル學者アリ而モ余ハ此定義ヲ以テ未ダ足ラズトナス「自然ノ分
 娩期ニ先チ人工ヲ以テ胎兒ヲ母體以外ニ驅逐セシメ以テ之ヲ死セシムル所
 爲」ヲ墮胎ト謂フト解スベシ

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セ
 シメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致
 シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受
 ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年
 以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月
 以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得スシテ
 墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル
 者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者
 ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

一、構成要件

(A) 本罪ノ物體ハ老幼、幼者、不具者、病者也其程度ハ自己ノ行爲ヲ以テ自己ノ生
 命ニ對スル危險ヲ防護スル力ナキモノダラザルベカラズ

(B) 今現ニ危險ヲ防護スル必要アル場合ナルコト

(C) 遺棄 被害者ノ傍ヲ離レテ右危險ヲ防護セザルコトヲ謂フ(イ)被害者ヲ遠
 クル場合(俗ニ所謂捨ツルコト)(ロ)加害者遠カル場合(俗ニ置去リノ場合)ノ二場
 合ヲ合ム

遺棄

(D) 老幼者不具者病者ヲ保護スベキ義務アルモノ、行爲タルコトヲ必要トセズ

第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

一構成要件

- (A) 本條ハ保護スベキ責任アル者法律上又ハ契約上ノ行爲タラザルベカラズ
- (B) 前段ハ遺棄ノ場合也後段ハ被害者ヲ遠ケズ又タ加害者遠カラズシテ(自宅ニ置キナガラ)單ニ生存ニ必要ナル保護ヲナサザルモノヲ罰スルナリ危險生ゼザルヤウニ保護スルナリ

第三十一章 逮捕及監禁ノ罪

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以

上五年以下ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

一、字義ノ解釋

(A) 逮捕監禁ノコトハ既ニ刑職ノ罪第九十五條ヲ説明スルトキニ盡セリ茲ニ之ヲ繰返スノ必要ヲ觀ズ

(B) 「直系尊屬」殺人罪ノ場合ニ之ヲ説明セリ

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又

ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

一 構成要件

- (A) 脅迫ノ意義ハ公務執行妨害罪第九十五條ノ説明ニ詳シ
- (B) 脅迫スレバ本罪既遂タリ脅迫ノ結果或事ヲ爲サシメ又ハ爲サマラシメタルコトヲ要セズ
- (C) 親族トハ何ゾヤ民法親族篇ヲ觀ヨ
- (D) 總テノ權利ニアラズ生命、身體、自由、名譽、財産ニ對シテナリ貞操ハ身體ノ中ニ含マル
- (E) 被害者ト其親族ト如何ニ不和ナルモ本罪成立ニ關係ナキ勿論ナルモ被害者ガ其害ノ通知ニヨリテ畏怖心ヲ惹起シタルコトヲ必要トスルガ故ニ多クガ場合ニ於テ親密ナル親族ニ限ルコトナルベシ而モ親族タルコトヲ要スルノ故ニ如何ニ親密ナレバトテ師弟友人ノ間柄ナル場合ハ第二項ヲ適用シ難シ

(F) 被害者ノ義務アルコトヲナサシメ權利ナキコトヲ爲サシムル爲メニテモ脅迫スルトキハ本罪ニ問ハル

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ爲ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

一字義ノ解釋

(A) 未成年者ハ人ノ監督ノ下ニ在リ故ナク監督者ノ監督ヨリ事實上未成年ヲ離脱セシムルニ於テ本罪成立ス

(B) 略取 暴行又ハ脅迫ヲ以テ離脱セシムルヲ謂フ

(C) 誘拐 偽計又ハ誘惑ヲ以テ離脱セシムルヲ謂フ此場合ニハ未成年者ノ承諾アリ而モ偽計誘惑ニ依ル承諾ニ過ギズ故ニ罪アリ

第二百二十五條 營利猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若シハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

一構成要件

(A) 營利猥褻結婚ノ目的ニ出タルコト

(B) 未成年者タルト否トヲ問ハズ

(C) 略取又ハ誘拐スルコト

(D) 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テスル場合ガ第二項

(a) 未成年者タルト成年者タルトヲ問ハズ

(b) 賣ラル、コトニ承諾シタル場合ニテモ之ヲ賣買シタルモノハ罪トナル

(c) 第二項前段ハ賣買シタル時ニ既遂タリ

(d) 第二項後段誘拐者賣買者ト移送者ト別人ニテモ可也苟モ帝國外ニ移送シタルモノハ罪トナル

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的

ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若シハ藏匿シ又ハ隱避

セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シ

タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

一字義ノ解釋

(A)「藏匿」「隠避」 曩キニ第七章ニ於テ詳説セリ「收受」トハ交付ヲ受ケル一切ノ場合ヲモ含ム

二 構成要件

(A) 第一項幫助ノ目的ヲ以テスルコトヲ要シ第二項ハ營利猥褻ノ目的ヲ以テスルコトヲ要ス

(B) 被拐取者タルコト又ハ被賣者タルコトヲ知ラザルヲ得ズ

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ者ヲ幫助スル

目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

一 構成要件

(A) 第二百二十四條第二百二十五條第二百二十七條ハ營利ノ目的ニ出タルモノニアラズバ告訴ヲ待テ論ズ

(B) 始メ婚姻ノ目的ニ出タルト否トヲ問ハズ後婚姻ヲナシタルトキハ

(a) 婚姻前ニ告訴スレバ可ナリ

(b) 婚姻中ノ告訴ナルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定後ニアラズバ

告訴タルノ效ナシ告訴アルモ論ゼズ

(c) 離婚後ノ告訴ハ如何解釋上是レ亦無効ノ告訴ナリ

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者

ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

一、字義解釋

名譽

(A)名譽 人ノ社會上ノ地位ヲ謂フ此社會上ノ地位ニ危害ヲ加フルヲ名譽毀損ト謂フ(イ)被害者ノ聞知セザルモ犯罪成立ヲ妨グズ(ロ)被害者自身不名譽ナリトセザルモ犯罪成立シ得

摘示

(B)摘示 披露スルコトヲ謂フ

(C)人ノ 社會上ノ地位ヲ有スル人ハ總テ含マル(イ)法人タルト自然人タルトヲ問ハズ(ロ)一人タルト數人タルトヲ問ハズ面モ(ハ)特定スルコトヲ要ス(日本

人ハ無學也ト謂フ如キ不特定ナルガ故ニ罪トナラズ)
(D)事實ノ有無ヲ問ハズ本條第一項ノ罪成立ス第二項ノ場合ハ死者ノ場合事實相違ノコトヲ披露シタル場合ノミ成立ス事實有ルコトヲ有リト披露シ無キコトヲナシト披露スルモ罪トナラズ

第二百三十一條

事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、字義ノ解釋

(A)侮辱ノ字義ハ第五章公務執行妨害罪第九十六條ノ說明ニ詳シ侮辱ト前條ノ行爲(畧シテ誹毀ト云フ)ト差如何(イ)事實ヲ摘示セザル場合ハ常ニ侮辱ナリ(ロ)事實ヲ摘示スルモ社會上ノ地位ニ危害ヲ加フル程度ニ達セザルモノハ侮辱ナリ誹毀ニアラザルナリ

第二百三十二條

本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

第二百三十三條

虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、字義ノ解釋

(A)流布 公衆ノ知り得ベキ告知方法ヲ採ルヲ謂フ

(B)偽計 人ヲシテ錯誤ニ陥ラシムベキ不正行爲ヲ謂フ(イ)必スシモ錯誤ニ陥ラシメタルコトヲ要セズ其性質カ人ヲシテ錯誤ニ陥ラシムベキモノタレバ

流布
偽計

足ル(口)計ト謂フガ故ニ思慮ヲ經タルモノナルヲ要ス

(C)妨害 不能又ハ不便ナラシムルコトヲ謂フ

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

一、字義解釋

(A)威力 人ヲシテ畏怖セシムベキ不正行爲ヲ謂フ(イ)暴行脅迫ハ勿論威力ナリ(口)暴行脅迫ニ至ラザルモノニテモ威力タルヲ妨ゲス

第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

一、字義解釋及構成要件

(A)財物 交換價格金錢若クハ金錢ニ見積リ得ベキヲ有スル有體物ヲ謂フ(イ)有體物ナラザルベカラザルガ故ニ權利(無體物)又ハ力(電氣)ハ之ヲ含マズ(口)窃

窃取

取シ得ル財物ニ限ルガ故ニ他人ノ所持内ヨリ自己ノ所持ニ移スコトヲ得ル物ニ限ル日月星辰等ハ之ヲ含マズ

(B)窃取 自儘ニ財物ヲ他人ノ所持ヨリ自己ノ所持ニ移スコトヲ謂フ(イ)自儘ナルヲ要スルガ故ニ物ノ所持者ノ承諾ヲ經タルモノハ窃取ニアラズ(口)自儘タレハ充分ニシテ他ノ者ノ知ラザル間ニ秘密ニ取ルコトヲ必要トセズ

(C)窃盜罪ハ他人ノ所持内ニ在ル財物ヲ自己ノ所持ニ移スニヨリテ成立スルモノナルガ故ニ他人ノ所持内ニアラザルモノハ本罪ノ物體タルコトヲ得ズ

(イ)無主物(口)遺棄物(ハ)遺失物(ニ)死屍遺骨等ハ人ノ所持物ニアラザルガ故ニ本罪ノ物體タル能ハズ尤モ(ハ)無主物ニテモ彼ノ網罟ニ罹レル禽獸虫魚ノ如キ若クハ解剖陳列ノ死屍遺骨等ノ如キハ他人ノ所持内ニ在ルモノタルガ故ニ本罪ノ物體タルヲ妨ゲス注意スベシ

(D)他人ノ財物トハ右述タル意義ノ他ニ自己ノ所有ニアラザル財物ノ意義ヲ含ム(第二百四十三條トノ關係的觀察上)自己ノ所有ニアラズバ足ルガ故ニ他人ガ所持スル財物ノ所有權カ(イ)他人其者ニアルト(ル)第三者ニアルモノタ

ルトヲ分タズ總テ本罪ノ物體タルコトヲ得要言スレバ(口)窃取者ニ所有權アルナク被窃取者若クバ第三者ニ所有權アルモノニシテ被窃取者ガ所持シ居ル財物タルヲ要ス(而モ之レ無用ノ論ナリ何トナレバ所有權ガ自己ニアル場合ニテモ第二百四十三條ニ依リ矢張り窃取罪ノ物體タルハ也)

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

一、字義解釋及構成要件

- (A) 窃盜罪ト異ナル所ハ其財物ノ所持ヲ移スノ手段方法ガ暴行脅迫ニ出ルコトニアリ暴行脅迫ノ意義ハ公務執行妨害罪説明ノ章ニ詳シ茲ニ繰返サズ
- (B) 暴行又ハ脅迫ハ財物ノ所有者所持者看守人等總テ奪財ノ妨害トナルベキ人ニ對スルコトヲ要ス
- (C) 第二項財産上不法ノ利益トハ金錢ニ見積リ得ベキ無體物ヲ謂フ(イ)暴行又ハ脅迫ヲ以テ強テ被害者ノ同意ヲ待タズ(債權ノ帳消ヲナスガ如キ場合)此場

財産上不法利益

合ニ於テ財物ノ移轉ハナク唯タ權利テフ無體物ノ消滅アルノミ而モ其無體物ノ消滅ノ結果加害者ハ財産上ノ利益ヲ受ク(口)暴行脅迫ニ畏レタル被害者ガ素直ニ同意ヲ與エテ右不法ノ利益ヲ獲得セシメタルトキハ本罪ヲ構成セズ(恐喝取財タルベキ也)被害者等フタルニ拘ラズ右利益ヲ奪ハレタル場合ニ限ル

(D) 暴行者自身不法ノ利益ヲ得タル場合ハ第二項前段他人ヲシテ之ヲ得セシメタルトキハ全項後段

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ

二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ

免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

一、構成要件

(A) 窃盜罪ハ窃取即チ所持ヲ移シタルトキニ成立ス敢テ安全ナル個所ニ持行

キタルコトヲ必要トセザルナリ若シ窃取後之ヲ發見セラレテ取戻サレント
スルヲ拒ミタルトキ又ハ逮捕(字義ハ既ニ第百九十三條ニ説明セリ)ヲ免レ若
クハ罪跡(字義第百四條ニ説ケリ)ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫(字義屢々前ニ
述ケリ)第九十五條參觀)スルトキニ於テハ強盜罪ヲ以テ論ズルナリ

第二百三十九條

人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者
ハ強盜ヲ以テ論ス

一、構成要件

(A) 昏醉セシメタル以上ハ藥酒タルト阿片タルト催眠術タルトヲ問ハズ本罪
ノ制裁ヲ受ク(催眠術ノ場合ハ反對論アリ蓋シ謬ル)

第二百四十條

強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上
ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處
ス

一、構成要件

(A) 強盜行爲ト關聯シテノ殺傷一切ヲ包含ス(イ)強盜實行中ハ勿論(ロ)取還ヲ拒

ム爲メ(ハ)逮捕ヲ免レ(ニ)罪跡ヲ湮滅爲メノ殺傷ナルトキハ本條ノ制裁ヲ受ク

第二百四十一條

強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七
年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑
又ハ無期懲役ニ處ス

一、構成要件

(A) 是亦タ全條同様強盜行爲ニ關聯シテノ強姦タレバ足ル敢テ強盜中タルヲ
要セズ

第二百四十二條

自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ
公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章
ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

一、字義ノ解釋

(A) 他人ノ占有ニ屬シ(質貸借等)又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ニ看守セシメタ
ルモノ(自己ノ所有物差押ラレ他人ガ保管ヲ命ゼラレタル如キ場合)

第二百四十三條

第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三

十九條乃至第二百四十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二百四十四條 直系血族配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十六條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
 親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

一、字義ノ解釋

- (A) 直系血族 尊屬親ナルト卑屬親タルトヲ問ハズ(口同居ト否トヲ問ハズ)
- (B) 同居ノ親族 住居ヲ同ウスル親族
- (C) 家族 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ルモノ及ビ配偶者ヲ謂フ(イ) 軀體ノ家ニ在ルヲ謂フニアラズ自分ガ其戸主權ノ下ニアルヲ謂フ(ロ) 親族ナラズハ其家ニ事實上アル奴婢等ハ家族ト謂フコトヲ得ズ(ハ) 親族ニテモ事實上其家ニアルモ其戸主權ノ下ニ立ツモノニアラザルトキハ家族ニアラズ(ニ) 家族トシテ同一戸主權ノ下ニ立ツモノナルトキハ事實上家ヲ同フセザルモ可也(ホ) 而モ

家族

本條一項前段ノ場ハ家族ニシテ住居ヲ同ジクスルモノヲ指シ後段ハ住居ヲ異ニスルモノヲ指ス

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

一、字義ノ解釋

- (A) 欺罔 他人ニ虛偽ノ事實ヲ信ゼシメントスル働作ヲ謂フ(イ) 事實タルヲ要ス意見判斷ノ告白ハ事實ノ表白ニアラズ然レドモ眞實甲ノ意見ヲ抱クヲ乙ノ意見ヲ抱ク如ク裝ヒ又ハ全ク意見ナキ如ク裝フ(判斷モ然リ)ハ矢張り一ノ

欺罔

騙取

虚偽事實ヲ表示スルナリ
(B) 欺罔ハ其結果他人ニ錯誤ヲ惹起サシムルコトヲ要ス(イ)錯誤トハ有ラ無トシ無ヲ有トスルノ誤信ヲ云フ(ロ)錯誤ヲ惹起サシメザル欺罔ハ本條ノ欺罔ニアラズ

(C) 騙取 右錯誤ニ基キ他人ノ同意ヲ以テ交付シタル財物ヲ收受スルヲ謂フ(イ)同意ヲ以テ交付スル點ガ盜罪竊盜強盜ト異ナル所ナリ(ロ)錯誤ニ基キ交付スルモノナル以上ハ其錯誤ニ陥リタル者ト財物ヲ交付スル者トガ必ズシモ同一人タルコトヲ要セズ甲ガ錯誤ニ陥リ乙ガ之ニ基キ其財物ヲ交付スル場合モアリ

不法利益

(D) 第二項不法ノ利益 金錢ニ見積リ得ベキ無體物(權利)ヲ謂フ欺罔セラレタル被害者ガ錯誤ニ陥リ其結果同意ヲ以テ財産上ノ不法ノ利益ヲ獲得セシメタル場合ナリ

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以

テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 構成要件

- (A) 自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テスル以上ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ有スルノ要ナシ
- (B) 本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テスル以上ハ他ニ自己ヲ利シ若クハ他人ヲ利スルノ目的アルヲ要セズ
- (C) 右ノ意思ヲ以テ任務ニ背キタル行爲ヲ爲スモ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘザルトキハ罪トナラズ
- (D) 本人ニ財産上ノ損害ヲ加ムルモ任務ニ背キタル行爲ヲナシタルモノニアラズハ罪ナシ

第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ

處ス

一、構成要件

(A) 未成年者ノ知慮淺薄イ成年者ノ知慮淺薄ヲ含マズ(ロ)未成年者ニテモ知慮淺薄ナラザル場合ヲ含マズ(ハ)未成年者ノ知慮淺薄ナルヲ奇貨トスルコトヲ要ス

(B) 心神耗弱者ヨリ財物ノ交付ヲ受ケタルヲ謂スルニアラズ心神耗弱ヲ奇貨トシテ財物ノ交付ヲ受ケタルコトヲ要ス(イ)心神耗弱ノ認識及ビ之ヲ奇貨トスルノ認識ナカルベカラズ

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ

十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

一、字義ノ解釋

恐喝

(A)「恐喝」トハ脅迫ノ一種ニシテ程度ノ輕キモノヲ謂フ(イ)個有ノ意義ニ於ケ

ル脅迫ハ既ニ屢々論ゼシ如ク反抗ヲ抑壓シ得ベキ程度ノ脅迫ナラサルベカラズ恐喝ハ此程度ニ及ザル(反抗セント欲セバ反抗シ得ル餘地アル)脅迫ナリ(イ)名譽ニ對スル危害ヲ以テ人ニ畏怖心ヲ惹起サシムルハ一般ニ恐喝ニシテ脅迫ニアラズ(ロ)財産ニ對スルモノ(ハ)將來ノ危害(生命身體ニテモ)ヲ説クモノ等ハ一般ニ恐喝タリ一般ニ設般ノ場合ハ反抗ヲ抑壓スベキ程度ニ達シ居ラザレバナリ

二、構成要件

(A) 恐喝シタル結果畏怖心ヲ惹サシメ畏怖心ニ基キ財物ヲ交付セシメタルコトヲ要ス

(E) 強盜ト異ナル所ハ同意アルト否トニアリ(イ)強盜ハ同意ナキモノヲ取ルナリ恐喝ハ同意アルモノヲ取ルナリ唯ダ其同意ガ畏怖心ニ基クナリ大ナル危害ヲ避ケン爲メ小苦ヲ忍ビ同意ヲ以テ交付スル場合ガ恐喝罪タリ(ロ)其同意タル瑕疵アル同意ニ過ザルコト勿論也

(第二項)財産上不法ノ利益若シ之ヲ同意ナキニ獲得スルトキハ第二百三十

七條二項ノ非ニシテ同意ヲ得テ獲得スルハ本條二項ノ場合ナリ

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十八章 横領ノ罪

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

一、字義ノ解釋

(A) 横領トハ自己ニ處分權ナキ物タルヲ知リ乍ラ之ヲ自己ノ處分權内ニ置ク(處分ノ目的物タルベキモノトスル)コトヲ謂フ

(B) 處分權内ニ置クトハ處分ノ目的物タルベキモノトスルコトヲ謂フ其結果

横領

之ヲ處分シタルト否トヲ問ハズ法律上横領罪成立ス而モ實際上處分シタル場合賣却交換抵當典物等ハ處分權内ニ置キシコトノ最モ明確ナル場合ナリ

(C) 處分權内ニ置クヲ以テ足ル若シ使用權收益權ヲ併セ行フ場合ハ則チ完全ノ所有權内ニ置ク場合ニシテ勿論横領ナリ

(D) 處分權内ニ置クニ止マリ進テ處分セザル場合アル處分權内ニ置キ後進デ處分スル場合アリ處分權内ニ置クト同時ニ之ヲ處分スル場合アリ而モ法律上處分權内ニ置キタルトキ既遂タルナリ

(E) 公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合(例差押ラレテ保管ヲ命セラレタル如キ場合)ハ自己ニ屬スルモノニテモ勝手ニ處分スルコトヲ得ズ此場合ニ於テ自己ノ處分權内ニ置ク(例藏匿脱漏)シタルトキハ第二項ノ罪アリ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金

若クハ科料ニ處ス

一、字義ノ解釋

遺失物

(A) 遺失物 權利ヲ放棄スル意ナキ者ノ所持ヲ離レ而シテ發見者ニ於テ其所持者ヲ知ルコト能ハザル物ヲ謂フ(例ヘバ人込ニ物ヲ落ス)

漂流物

(B) 漂流物 水上ニ在ルカ又ハ流水波浪ノ爲メ水邊ノ陸地ニ達シタル遺失物也

(C) 其他占有ヲ離レタル他人ノ物 トハ權利ヲ拋棄スル意ナキ者ノ所持ヲ離レ而シテ發見者ニ於テ其所有者又ハ所持者ノ分明ナル物ヲ謂フ(遺留品)

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十九章 贓物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、字義ノ解釋

贓物

(A) 贓物 トハ犯罪ニ因テ占有ヲ取得、竊取、強取、騙取又ハ保持横領ノ如キシタル有体物ヲ謂フ(イ)犯罪ガ訴追又ハ所罰條件ヲ缺ク爲ニ刑ヲ受ケザルモ刑法上犯罪タルハ則チ可也(ロ)有体物ニ限リ無体物(權利)ヲ含マズ

(B) 收受 情ヲ知テ(贓物タルヲ知リ)之ガ交付ヲ受クル一切ノ行爲(第二項列舉ノモノヲ除キ)ヲ謂フ

(C) 運搬一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ移送スルヲ謂フ

(D) 寄藏 寄託ヲ受ケテ贓物ヲ隠匿スルヲ謂フ

(E) 故買 有償收益ヲ謂フ(賣買交換)

(F) 牙保 讓渡人ト讓受人トノ間ニ立チテ讓渡ノ媒介ヲナスヲ謂フ

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其

寄藏
故買
牙保

刑ヲ免除ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用非ス

一字義ノ解釋

(A) 二百四十五條ノ說明ヲ觀ヨ

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者

ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

一字義ノ解釋

(A) 文書 文書偽造罪ノ章ニ之ヲ說明セリ

(B) 毀棄 物ニ物質的損害ヲ加ヒ其物ノ効用ヲ失ハシメタルヲ謂フ

第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタ

ル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五

毀棄

年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

一字義ノ解釋

(A) 損壞 物質的損害ヲ與フルヲ以テ足ル其効用ヲ失ハシメタルト否トヲ問ハズ

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ

傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若

クハ科料ニ處ス

一字義ノ解釋

(A) 損壞 前條ノ說明ヲ觀ヨ

(B) 傷害 物質的損害ヲ與フルヲ要ス生命ヲ失ハシメタルト否トヲ問ハズイ

生命ナキモノニハ損壞毀棄ノ場合ハ勿論解釋生命アルモノニハ傷害何レモ

物質的損害ヲ與フレバ足ル

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ

又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

一字義ノ解釋

(A) 第百十五條ノ説明ヲ觀ヨ

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ

懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

二字義ノ解釋

(A) 隱匿 發見ヲ妨グルコトヲ謂フ

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條

ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

改正刑法要義 終

明治四十年四月廿六日印刷
明治四十年四月三十日發行

改正刑法要義

上製 金七十五錢
並製 金四十五錢

著者 宮島次郎

發行者 鈴木種次郎

發行者 鈴木常松

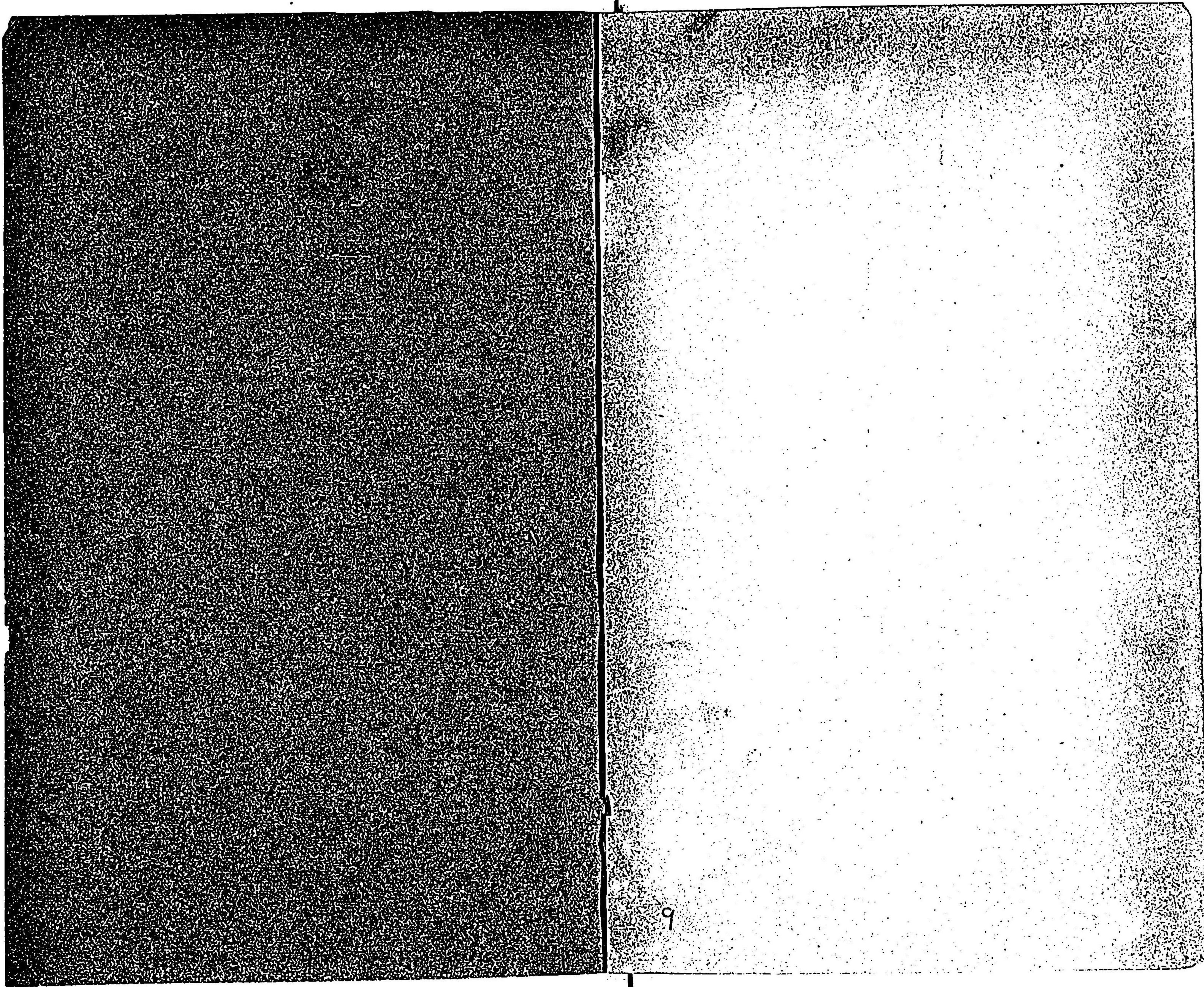
印刷所 株式會社 秀英舍

發行所

東京市神田區錦町一丁目
大阪市南區鰻谷中ノ丁


修文館





9

90
222



90
222

035546-000-7

90-222

改正刑法要義

宮島 次郎 / 著

M40

BBP-0088



